

死体解剖資格認定に関する手続きをされた方へ

☆書類の最終審査は厚生労働省が行います。万が一、書類に不備等があり差し戻された場合にはご連絡差し上げることがあります。

☆認定証明書が厚生労働省から当保健所に届いた時点で、「交付のお知らせ」を郵送します。認定証明書の受領の際は、下記のものをご持参ください。

《お持ちいただく物》

- ①交付お知らせハガキ ②免許申請受付券 ③身分証明書（下記参照）
- ④認定証明書の入れ物（A4 サイズカードケース等）

※認定証明書の郵送はしておりません。

☆代理人による受領の場合は、委任状、代理人の身分証明書をご持参ください（下記参照）。

☆「交付のお知らせ」が届く前に転居する場合は、郵便局で転送手続きを行ってください。

委任状の書き方例

委 任 状
代理人住所 _____
代理人氏名 _____
代理人生年月日 _____
 私は上記の者を代理人と定め、死体解剖資格認定証明書受領の権限を委任します。
年 月 日
証明書申請者住所 _____
証明書申請者氏名 _____
署名または押印のいずれかを行なってください。

注 便せん～A4の大きさの用紙を使用してください。

《ご持参いただく身分証明書について》

☆ 1種類でよいもの（官公署発行の写真付きの証明書）

- マイナンバーカード 運転免許証 パスポート
- 写真付き住民基本台帳カード 身体障害者手帳
- 在留カード、特別永住者証明書など

☆ 2種類が必要なもの

【①の書類2つ又は①の書類1つと②の書類1つ（計2つ）】

①（健康保険証又は官公署発行の写真のない証明書）

- 健康保険証 年金手帳 年金証書 介護保険被保険者証
- 後期高齢者医療被保険者証 各種医療証
- 基礎年金番号通知書 写真なし住民基本台帳カードなど

②（本人の住所や氏名などが確認できるもの）

- 学生証（写真付き） 社員証（写真付き）
- 国民健康保険料納入通知書や納税通知など公的書類
- 電気・ガス・水道などの領収書
- 電話の領収書 キャッシュカード・クレジットカード
- 郵便物（郵便局の消印のあるもの）など

問合せ先 板橋区保健所 生活衛生課 医務・薬事グループ

所在地：板橋区大山東町 32-15 電話：03-3579-2124